

が始まります

お早めに準備を 町の申告受付期間▶ 2月16日火～3月15日月

令和3年度分の町・県民税（住民税）と令和2年分の所得税の申告受付を下記の日程で行います。

新型コロナウイルス感染症対策のためマスクの着用、手指消毒の利用をお願いします。体調不良の方は会場に入場できません。また、行政区ごとに午前・午後で日程をわけさせていただきましたので、混雑緩和にご協力ください。

上場株式等に係る配当所得や譲渡所得について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は申告受付期間終了後、町・県民税の納税通知書が送達される日までに、所得税と異なる課税方式を選択する旨の申告をして頂く必要があります。

町の申告受付日程表

月 日	対象区		会場
	午前8時50分～11時30分	午後1時～4時	
2月16日火	矢那瀬上郷区	矢那瀬下郷区	
17日水	小坂区	滝の上区	
18日木	宮沢区	辻区	
19日金	杉郷区	岩田区	
20日月	井戸下郷区・風布区	井戸中郷区・井戸上郷区	
21日火	長瀬上区	上長瀬区	
22日水	長瀬区	大木小路区	
23日木	五区	長瀬宝登山区	
24日金	長瀬下区	上宿中宿区・原区	
25日土	下宿区	根岸区	
26日日	中野上区	上袋区	
3月1日月	大字矢那瀬・野上下郷の各区	根岸区	役場3階大会議室
2日火	大字岩田・井戸・風布の各区	上袋区	
3日水	大字長瀬の各区	大字本野上の各区	
4日木	大字中野上の各区	大字中野上の各区	
5日金	大字本野上の各区	大字中野上の各区	
6日土	大字長瀬の各区	大字中野上の各区	
7日日	大字本野上の各区	大字中野上の各区	
8日月	大字長瀬の各区	大字中野上の各区	
9日火	大字本野上の各区	大字中野上の各区	
10日水	大字長瀬の各区	大字中野上の各区	
11日木	大字本野上の各区	大字中野上の各区	
12日金	大字中野上の各区	大字中野上の各区	
13日土	全町対象	全町対象	
14日日	全町対象	全町対象	
15日月	全町対象	全町対象	

新型コロナウイルス感染症対策として、優先的にご案内させていただきます。また、混雑時、対象の行政区でない方は受付をご遠慮いただく場合がございます。

対象の行政区の方を賦課資料となるばかりでなく、所得証明などの発行資料となります。

申告が必要な方

原則として、令和3年1月1日現在、町内に住所があり、令和2年中（令和2年1月～12月）に所得があった方は申告が必要です。

ただし、次に該当する方は、申告義務が免除されます。

- ①所得税の確定申告をされた方
- ※町・県民税の申告をしたものとみなされます。
- ②給与所得者で給与支払報告書が勤務先から町へ提出されている方
- ③公的年金等の支払を受けている方
- ※②・③については、給与・年金以外の所得がある方は申告が必要です。（所得税と違い、所得額が20万円以下の方でも申告が必要です。）
- なお、次に該当する方は、申告してください。
- 給与・年金等の収入があり、各種控除を追加する方
- 収入がなかつたが、国民健康保険などに加入している方、医療・福祉等の行政サービスの適用を受ける方、所得証明書が必要な方

町・県民税の申告書は送付していませんので、直接会場へお越しください。

